

(中 略) 第43条 2 (略)

3 当該研究科において必要と認めたときは、学部若しくは他の研究科等(研究科、公共政策教育部又は経営管理教育部をいう。以下同じ。)の科目を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科の博士課程の単位とし、又は他の研究科において研究指導を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程若しくは医学研究科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

(中 略)

第46条 (略)

2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究 科の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程又は医学研究科の博士課程の 修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

(中 略) 第47条 2 (略)

3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士 課程及び医学研究科の博士課程において、それぞ れ通算3年を超えることができない。ただし、特 別の事情がある者に対し、一貫制博士課程におい ては、なお、2年以内の、医学研究科の博士課程 においては、なお、1年以内の休学を許可するこ とができる。

(中 略) 第50条 2 (略) 3

4 医学研究科の博士課程の修了の要件は、同課程 に4年以上在学して専攻科目につき30単位以上 修得し、研究指導を受け、かつ、医学研究科の行 う博士論文の審査及び試験に合格することとする。

- 5 第1項、第2項及び前項の在学期間については、 当該研究科の定めるところにより、優れた研究 着を挙げた者についてとれぞれ博士後期課程の を対けた者に修士課程で、大は、 をでは、1年では、大学にはる在時では、 では、1年では、大学によりでである。 では、1年では、大学によりでである。 では、1年では、大学によりでである。 では、1年では、大学によりでである。 では、1年では、大学によりでである。 では、1年では、大学によりでである。 では、1年では、大学によりでである。 では、大学によりできる。 では、大学によりできる。 では、大学によりできる。 では、大学によりできる。 では、大学によりできる。 では、大学によりできる。
- 6 在学年限は、博士後期課程においては6年を、 一貫制博士課程においては10年を、医学研究科 の博士課程においては8年を超えることができな い。

(中 略) 第53条 第10条第3項、第11条、第12条第 2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第 17条、第23条第4項及び第5項ないし第25 条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第 5項、第30条ないし第34条の規定は、大学院 学生の場合に準用する。この場合において、第2 5条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み 替えるものとする。

第43条 (同 左)

当該研究科において必要と認めたときは、学部若しくは他の研究科等(研究科、公共政策教育部 若しくは他の研究科等(研究科、公共政策教育部 又は経営管理教育部をいう。以下同じ。)の科目 を履修させ、修士課程、博士後期課程、一貫制博士 世代とし、又は他の研究科において研究指 環を受けさせ、修士課程、博士後期課程、一貫制 博士課程若しくは医学研究科及び薬学研究科 で書きる。 世世代の一部とすること ができる。

第46条 (同 左)

2 前項の規定により受けた研究指導は、当該研究 科の定めるところにより、修士課程、博士後期課程、一貫制博士課程又は医学研究科及び薬学研究 科の博士課程の修了に必要な研究指導の一部とすることができる。

第47条 (同 左)

3 休学は、修士、博士後期の各課程、一貫制博士課程並びに医学研究科及び薬学研究科の博士課程において、それぞれ通算3年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対し、一貫制博士課程においては、なお、2年以内の、医学研究科及び薬学研究科の博士課程においては、なお、1年以内の休学を許可することができる。

第50条 2 3 (同 左)

- 4 医学研究科<u>及び薬学研究科</u>の博士課程の修了の 要件は、同課程に4年以上在学して専攻科目につ き30単位以上修得し、研究指導を受け、かつ、 <u>当該研究科</u>の行う博士論文の審査及び試験に合格 することとする。
- 6 在学年限は、博士後期課程においては6年を、 一貫制博士課程においては10年を、医学研究科 及び薬学研究科の博士課程においては8年を超え ることができない。
- 第53条 第10条第3項、第11条、第12条第 2項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第 17条、第23条第5項及び第6項ないし第25 条、第28条第1項ただし書及び第2項ないし第 5項、第30条ないし第34条の規定は、大学院 学生の場合に準用する。この場合において、第2 5条中「学部長」とあるのは「研究科長」と読み 替えるものとする。

改 正 前 改 正 後

(中略)

「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研究科又は教育部」と、第41条中「研究科長(地球環境学舎長を含む。以下同じ。)」とあるのは「学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。

(中略)

第4章 学位

(中略)

第56条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士 課程を修了した者及び医学研究科の博士課程を修 了した者には、博士の学位を授与する。

(中略)

第65条 (略)

2 第10第1項及び3項、第11条、第12条第 1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第 23条<u>第4項</u>及び<u>第5項</u>ないし第25条、第28 条第1項ただし書、第2項、第40項及び第5項、 第30条ないし第34条、第36条の2、第38 条、第40条ないし第42条、第42条の4ない し第52条、第53条後段、第55条、第56条 の規定は、大学院の外国学生に準用する。

3~6 (略) (後略)

第53条の15 第10条第3項、第11条、第1 2条第2項ないし第4項及び第7項本文、第13 条、第17条、第18条の2、第23条<u>第5項</u>及 び第6項ないし第25条、第28条第1項ただし 書及び第2項ないし第5項、第30条ないし第3 4条、第36条の2、第38条、第39条(第2号の場合に限る。)、第40条ないし第42条の3、 第47条第1項及び第2項、第51条及び第52条の規定は、専門職大学院等学生の場合に準用す る。この場合において、第25条中「学部長」とあるのは「法学研究科長、医学研究科長、公共政 第36条 策教育部長又は経営管理教育部長」と、 の2、第38条第2項及び第39条(第2号の場合 に限る。)中「研究科」とあるのは「研究科又は教 と、第40条第1項中「研究科に転科(地球 環境学舎にあつては転部)」とあるのは「研究科 又は教育部に、それぞれ、転科若しくは転部」と、 「当該研究科」とあるのは「当該研究科又は教育 部」と、同条第2項中「研究科」とあるのは「研 究科又は教育部」と、第41条中「研究科長(地球環境学舎長を含む。以下同じ。)」とあるのは「法 学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又は経営管理教育部長」と、第42条並びに第47条第1項及び第2項中「研究科長」とあるのは「法

第56条 博士後期課程を修了した者、一貫制博士 課程を修了した者並びに医学研究科及び薬学研究 科の博士課程を修了した者には、博士の学位を授 与する。

学研究科長、医学研究科長、公共政策教育部長又 は経営管理教育部長」と読み替えるものとする。

第65条 (同 左)

2 第10第1項及び3項、第11条、第12条第 1項ないし第4項及び第7項本文、第13条、第 23条<u>第5項</u>及び<u>第6項</u>ないし第25条、第28 条第1項ただし書、第2項、第40項及び第5項、 第30条ないし第34条、第36条の2、第38 条、第40条ないし第42条、第42条の4ない し第52条、第53条後段、第55条、第56条 の規定は、大学院の外国学生に準用する。 3~6 (同 左)

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。